

第35回 鬼北町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和8年5月21日（木） 午後1時30分～午後2時15分

2. 開催場所 中央公民館 3階 大会議室

3. 出席委員（12名）

1	山本伸男	2	山本弥須弘	3	篠崎英明	4	松浦栄
		6	兵頭正男	7	那須健一		
9	清家壽秋	10	山下展輝	11	浅野剛志	12	毛利久志
13	兵頭知幸	14	谷口雄記				

4. 欠席委員（2名）

5	中本 誉	8	山田 耕二				
---	------	---	-------	--	--	--	--

5. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 議案第128号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第3 議案第129号 非農地証明願について

日程第4 議案第130号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による鬼北町農用地利用集積計画等促進計画(案)の意見聴取について

日程第5 議案第131号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に対する意見について

日程第6 報告第3号 農地原形変更届出書について

6. 農業委員会事務局職員

局長	奥藤幸利	次長	葛本 八千代	主事	水代康成
----	------	----	--------	----	------

7. 会議の概要

事 務 局	(司会進行)
会 長	(会長挨拶)
事 務 局	(司会進行)
議 長	ただいまの出席委員は<u>12</u>名であります。 中本農業委員、山田農業委員、善家推進委員、岡本推進委員、出口推進委員より欠席の連絡を受けております。 定数に達しておりますので、これより第35回鬼北町農業委員会総会を開催いたします。
議 長	これより本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、先日配布してあります次第のとおりといたします。 各委員のご協力をお願いします。
議 長	日程第1 「議事録署名委員の指名について」 鬼北町農業委員会会議規則第39条の規定により、本日の議事録署名委員に<u>2番 山本 弥須弘 委員</u> <u>3番 篠崎 英明 委員</u>、 以上の両委員を指名いたします。よろしくお願いします。
議 長	続いて日程第2 議案第128号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。
議 長	順位1番について、<u>山本 弥須弘 委員</u>より説明願います。
山 本 委 員	議席番号2番 山本です。 議案第128号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第128号 順位1番 説明】
山 本 委 員	5月18日に譲渡人、譲受人、事務局2名、私の計5名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第128号 順位1番 説明】
山 本 委 員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たすと考えます。ご審議のほどよろしくお願いします。
議 長	ただ今、山本委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ございませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第128号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可することにご異議のない方は挙手をお願いします。

各 委 員	(挙手)
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第 1 2 8 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、 順位 1 番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	順位 2 番について、 やまもとやすひろ 山本弥須弘委員より説明願います。
山 本 委 員	議席番号 2 番 山本です。 議案第 1 2 8 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 2 番 について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第 1 2 8 号 順位 2 番 説明】
山 本 委 員	5 月 1 8 日に譲受人、事務局 2 名、私の計 4 名で現地調査を行いました。続 いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第 1 2 8 号 順位 2 番 説明】
山 本 委 員	以上、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを 満たすと考えます。ご審議のほどよろしく願います。
議 長	ただ今、山本委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ございませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第 1 2 8 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 2 番 は申請のとおり許可することにご異議のない方は挙手をお願いします。
各 委 員	(挙手)
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第 1 2 8 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、 順位 2 番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	順位 3 番について、事務局より説明願います。
事 務 局	議案第 1 2 8 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 3 番 について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第 1 2 8 号 順位 3 番 説明】
事 務 局	5 月 1 8 日に譲渡人、譲受人、毛利推進委員、事務局 2 名、の計 5 名で現地 調査を行いました。中本農業委員については後日調査していただきました。 続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第 1 2 8 号 順位 3 番 説明】
事 務 局	以上、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを 満たすと考えます。ご審議のほどよろしく願います。

議 長	ただ今、事務局からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ございませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第 1 2 8 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 3 番は申請のとおり許可することにご異議のない方は挙手をお願いします。
各 委 員	(挙手)
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第 1 2 8 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 3 番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	ここで、議長を会長職務代理者である ひょうどうともゆき 兵 頭 知幸 委員に交代します。
	(議長交代)
議 長 (兵 頭 委 員)	議長を交代いたしました。
議 長 (兵 頭 委 員)	たにぐちゆうき 順位 4 番について、谷 口 雄記 委員より説明願います。
谷 口 委 員	議席番号 1 4 番 谷口です。 議案第 1 2 8 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 4 番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第 1 2 8 号 順位 4 番 説明】
谷 口 委 員	5 月 1 8 日に譲渡人、譲受人、事務局 2 名、私の計 5 名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第 1 2 8 号 順位 4 番 説明】
谷 口 委 員	以上、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。ご審議のほどよろしく願います。
議 長 (兵 頭 委 員)	ただ今、谷口委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ございませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長 (兵 頭 委 員)	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第 1 2 8 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 4 番は申請のとおり許可することにご異議のない方は挙手をお願いします。
各 委 員	(挙手)
議 長 (兵 頭 委 員)	異議なしと認めます。 よって、議案第 1 2 8 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 4 番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。

議 長 (兵頭委員)	続いて日程第3 議案第129号「非農地証明願について」を議題といたします。
議 長 (兵頭委員)	順位1番について、谷口雄記委員 たにぐちゆうき より説明願います。
谷口委員	議席番号14番 谷口です。 議案第129号「非農地証明願について」、順位1番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第129号 順位1番 説明】
谷口委員	5月18日に申請人代理人、兵頭農業委員、事務局2名、私の計5名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第129号 順位1番 説明】
谷口委員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たすと考えます。ご審議のほどよろしくお願ひします。
議 長 (兵頭委員)	ただ今、谷口委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ございませんか。
毛利委員	はい。
議 長 (兵頭委員)	毛利委員。
毛利委員	議席番号12番毛利です。今、説明を受けた中で分からないので教えていただきたいのですが、農地転用許可を要しない事案というのはどういうものに該当するののかということと、現状では畑なのに倉庫が建っているところでこれが違反転用とはならないのか。その辺のことを少し教えていただきたらと思います。
議 長 (兵頭委員)	事務局お願いします。
事務局	今回の案件なのですが、200㎡未満の農業用倉庫で届け出の提出で構わないというのが前提で、その場合がこの転用許可を要しない事案となります。さきほど倉庫を建ててしまっている違反転用の是正の申請ではないかということですが、今回は非農地証明願の(5)を適用させて提出されているので違反転用の是正には該当しないということです。
毛利委員	はい。
議 長 (兵頭委員)	毛利委員。
毛利委員	12番毛利です。てことは面積要件がカバーされているから今回のやつは違反転用の是正ではなくて単に非農地証明の願ひということの理解でいいですか。さきほど質問してた農地転用許可を要しない事案というのはこれが該当するということなんですかね。

事 務 局	そうですね。農地転用許可を要しない事案というのが 200 m ² 未満の農業用倉庫は届け出で構いませんので。
議 長 (兵頭委員)	他にご質疑はございませんでしょうか。
山 本 委 員	はい。
議 長 (兵頭委員)	山本委員。
山 本 委 員	議席番号 2 番山本です。今の件ですけど届け出はされているんでしょ。200 m ² 以下の農業用倉庫でそれしとけば、転用違反とならないので転用違反にはならないんですけど。届け出も何もせずに農業用倉庫建てるというのはちょっと。農業用倉庫のときは転用は要らないけど面積が 200 m ² 以下であれば転用関係なしに届出をなさいと農業委員会に倉庫建てますという。そういう規定だと思うんですけど。届け出さえあれば違反転用にはならないと私は思います。
毛 利 委 員	今回の事例は届け出はあったということなんですよ。
事 務 局	はい。(聞取り不能)
議 長	他にごございませんでしょうか。
	(質問、意見等なし)
議 長 (兵頭委員)	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第 1 2 9 号「非農地証明願について」、順位 1 番は申請のとおり許可することにご異議のない方は挙手をお願いします。
各 委 員	(挙手)
議 長 (兵頭委員)	異議なしと認めます。 よって、議案第 1 2 9 号「非農地証明願について」、順位 1 番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長 (兵頭委員)	議長を谷口委員に交代します。
	(議長交代)
議 長	議長を交代いたしました。
議 長	続いて日程第 4 議案第 1 3 0 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による鬼北町農用地利用集積計画等促進計画(案)の意見聴取について」を議題といたします。 事務局より説明願います。
事 務 局	それでは順位 1 番から順に読み上げて説明とさせていただきます。 読み上げる項目につきましては順位の番号、貸人の大字名と氏名。借人の

	大字名と氏名、契約地の地番、地目、面積、備考欄といたします。
	【議案書に基づき、議案第 1 3 0 号 順位 1 番から 1 0 番まで 説明】
事 務 局	以上でございます。ご審議の程よろしく願いいたします。
議 長	ただ今、順位 1 番から 1 0 番の説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第 1 3 0 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による鬼北町農用地利用集積計画等促進計画(案)の意見聴取について」、 順位 1 番から 1 0 番は原案のとおり決定することにご異議のない方は、挙手をお願いいたします。
各 委 員	(挙手)
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第 1 3 0 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による鬼北町農用地利用集積計画等促進計画(案)の意見聴取について」、 順位 1 番から 1 0 番は原案のとおり決定させていただきます。
議 長	日程第 5 議案第 1 3 1 号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に対する意見について」を議題といたします。事務局より説明願います。
事 務 局	失礼します。議案第 1 3 1 号「鬼北町農業経営基盤の強化促進に関する基本的な構想について」を説明いたします。
	【議案書に基づき 議案第 1 3 1 号 説明】
事 務 局	以上で説明を終わります。 ご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	只今、説明が終わりました。 これより質疑・討論を行います。ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第 1 3 1 号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に対する意見について」、説明のとおり承認する事にご異議のない方は、挙手をお願いいたします。
各 委 員	(挙手)
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第 1 3 1 号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に対する意見について」、説明のとおり承認する事と決定させて頂

	きます。
議 長	ここで、議長を会長職務代理者である兵頭知幸委員 ひょうどうともゆき に交代します。
	(議長交代)
議 長 (兵頭委員)	議長を交代いたしました。
議 長 (兵頭委員)	日程第6 報告第3号「農地原形変更届書について」の報告をします。 順位1番について谷口雄記委員 たにぐちゆうき より説明願います。
谷口委員	議席番号14番 谷口です。 報告第3号「農地原形変更届出書について」の報告をします。
	【議案書に基づき、報告第3号 順位1番 説明】
谷口委員	以上で説明を終わります。
議 長 (兵頭委員)	ただ今、谷口委員からの説明が終わりました。 質疑等ございませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長 (兵頭委員)	議長を谷口委員に交代します。
	(議長交代)
議 長	議長を交代いたしました。
議 長	以上で本日の議案の審議は全て終了いたしました。 ご協力ありがとうございました。
議 長	以上で第35回鬼北町農業委員会総会を閉会いたします。
	事務局より連絡事項がありますので、そのままお待ちください。
	議事録署名委員
	2 番
	3 番